吸収分割に関する事後備置書類

2023年4月1日

エア・ウォーター株式会社 エア・ウォーター・ベルパール株式会社 エア・ウォーター・エンジニアリング株式会社 エア・ウォーター・メカトロニクス株式会社

大阪市中央区南船場 2 丁目 12 番 8 号 エア・ウォーター株式会社 代表取締役社長 松林 良祐

大阪市中央区博労町3丁目2番8号 エア・ウォーター・ベルパール株式会社 代表取締役社長 茨木 敏

堺市西区築港新町 2 丁 6 番 40 エア・ウォーター・エンジニアリング株式会社 代表取締役社長 大塚 茂樹 (2023 年 4 月 1 日付で エア・ウォーター・プ ラントエンシ ニアリング (㈱より商号変更)

神奈川県平塚市田村3丁目3番32号 エア・ウォーター・メカトロニクス株式会社 代表取締役社長 荒川 秩 (2023年1月3日付で日本パイオニクス㈱より商号変更)

吸収分割に係る事後開示書面

エア・ウォーター株式会社(以下「エア・ウォーター」という)、エア・ウォーター・ベルパール株式会社(以下「AWベルパール」という)、エア・ウォーター・エンジニアリング株式会社(以下「AWエンジニアリング」という)及びエア・ウォーター・メカトロニクス株式会社(以下「AWメカトロニクス」という)は、エア・ウォーター、AWベルパール及びAWエンジニアリングを吸収分割会社、AWメカトロニクスを吸収分割承継会社として2023年2月8日付で締結した吸収分割契約(以下、「本件吸収分割契約」といいます。)に基づき、2023年4月1日を効力発生日として、エア・ウォーター エレクトロニクスユニット内の特殊機器事業に関する権利義務及びエア・ウォーターが保有する日本電熱株式会社とメカトロ・アソシエーツ株式会社の全株式、AWベルパールのPSA装置事業及びAWエンジニアリングの中小型機器事業をAWメカトロニクスに承継させる吸収分割(以下、「本件吸収分割」といいます。)を行いました。

本件吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号及び会社法第801条第3項第2号 並びに会社法施行規則第189条に基づく開示事項は、以下の通りです。

- 本件吸収分割が効力を生じた日(会社法施行規則第189条第1号)
 2023年4月1日
- 2. 分割会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過(会社法施行規則第 189 条第 2 号)
 - (1)会社法第784条の2の規定による請求に係る手続きの経過(吸収分割の差止請求) 本件吸収分割は、エア・ウォーターにおいては会社法第784条第2項に規定する 簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。

AW ベルパール及び AW エンジニアリングの株主はエア・ウォーターのみであり、会社法第 784 条の 2 の規定に基づき本吸収分割の差止請求を行った株主はありませんでした。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過(反対株主の買取請求)

本件吸収分割は、エア・ウォーターにおいては会社法第784条第2項に規定する 簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。

AW ベルパール及び AW エンジニアリングの株主はエア・ウォーターのみであり、会社法第 785 条第 1 項の規定に基づき反対株主の買取請求を行った株主はありませんでした。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過(新株予約権買取請求)

エア・ウォーターは、会社法第787条第4項の規定に基づき、2023年2月27日付の電子公告により新株予約権者に対して所定の事項を公告しましたが、同条第1項の規定による新株予約権の買取りを請求した新株予約権者はいませんでした。

AW ベルパール及び AW エンジニアリングは新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 会社法第789条の規定による手続の経過(債権者の異議)

エア・ウォーターは、会社法第789条第2項及び第3項の規定により、2023年2月27日付の官報及び電子公告により債権者に対して公告を行いましたが、異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

AW ベルパール及び AW エンジニアリングは、会社法 789 条第 2 項の規定に基づき、2023 年 2 月 27 日付の官報へ合併公告を掲載し、かつ知れている債権者への個別の催告を行いましたが、異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

- 3. 分割承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過(会社法施行規則第 189 条第 3 号)
 - (1)会社法第796条の2の規定による請求に係る手続きの経過(吸収分割の差止請求) 承継会社の株主はエア・ウォーターのみであり、会社法第796条の2の規定に基づき本吸収分割の差止請求を行った株主はありませんでした。
- (2)会社法第797条の規定による手続の経過(反対株主の買取請求) 承継会社の株主はエア・ウォーターのみであり、会社法第797条第1項の規定に 基づき反対株主の買取請求を行った株主はありませんでした。
- (3)会社法第799条の規定による手続の経過(債権者の異議) 承継会社は、会社法第799条第2項の規定に基づき、2023年2月27日付の官報 へ合併公告を掲載し、かつ知れている債権者への個別の催告を行いましたが、異議 申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。
- 4. 本件吸収分割により分割承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する 事項(会社法施行規則第189条第4号)

分割承継会社は、本件吸収分割の効力発生日である 2023 年 4 月 1 日をもって、分割会社から、エア・ウォーター エレクトロニクスユニット内の特殊機器事業に関する権利義務及びエア・ウォーターが保有する日本電熱株式会社とメカトロ・アソシエーツ株式会社の全株式、AWベルパールの PSA 装置事業及びAWエンジニアリングの中小型機器事業に関する権利義務を承継しました。

- 5. 本件吸収分割による変更の登記をした日(会社法施行規則第189条第5号)2023年4月4日(予定)
- 6. その他本件吸収分割に関する重要な事項(会社法施行規則第189条第6号)
 - (1) AW ベルパール

AW ベルパールは、エア・ウォーター・パフォーマンスケミカル株式会社を吸収合併存続会社とし、AW ベルパールを吸収合併消滅会社とする吸収合併により、本吸収分割の効力発生日と同日付で解散しました。

(2) AW エンジニアリング

AW エンジニアリングは、2023 年 4 月 1 日付でエア・ウォーター・プラントエンジニアリング株式会社より商号変更しました。

以上